

議案第 5 9 号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	個人の市民税における寄附金税額控除について、本市内に主たる事務所を有する法人に対する特定非営利活動に関する寄附金を対象とするに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>平成 25 年 3 月 5 日に兵庫県税条例が一部改正され、県民税の寄附金控除の対象として、認定特定非営利活動法人等に対する寄附金が追加されたことを受けて、特定非営利活動促進法の規定により認定又は仮認定を受けた特定非営利活動法人のうち、市内に主たる事務所を有する法人の行う特定非営利活動に関する寄附金について、個人市民税の寄附金控除の対象とすることにより市民からの寄附を促し、その活動基盤を安定させ市民活動が一層促進されるよう、当該条例の一部を改正しようとするもの。  (現在該当する認定 N P O は市内にない)</p> <p>【施行期日】平成 2 6 年 1 月 1 日</p>	